

「クリーニング師免許証の訂正」＜審査基準＞

○クリーニング業法施行令（昭和二十八年八月三十一日政令第二百三十三号）

（免許証）

第一条 都道府県知事は、クリーニング業法第六条の規定によりクリーニング師の免許を与えたときは、厚生労働省令で定める様式によるクリーニング師免許証を免許を受けた者に交付しなければならない。

2 都道府県知事は、免許証の記載事項に変更を生じたクリーニング師から免許証の訂正の申請があつたときは、免許証を訂正して交付しなければならない。

3 都道府県知事は、免許証を亡失し、又はき損したクリーニング師から免許証の再交付の申請があつたときは、免許証を交付しなければならない。

○クリーニング業法施行規則（昭和二十五年七月一日厚生省令第三十五号）

（免許証の訂正の申請等）

第八条 クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、十日以内に、免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。

○クリーニング業法施行細則（昭和二十五年八月十九日規則第五十四号）

第七条 規則第八条の規定による免許証の訂正の申請は、クリーニング師免許証訂正申請書（様式第八）によらなければならない。